

## 「今日から始める！ライフプラン」 【追 補】

### ■雇用保険の基本手当の賃金日額等の変更(令和2年8月)

(52頁)

**基本手当の額** の計算式の※注意書きが次のように変わりました。

※基本手当日額には上限があり、45～59歳は 8,370円、60～64歳は 7,186円です。(令和2年8月～令和3年7月の額)

(53頁)

図表1が次のように変わりました。

#### ●図表1●賃金日額に応じた率 (令和2年8月から令和3年7月まで)

賃金日額	2,574円以上	5,030円以上	11,140円以上(超)	12,390円超
	5,030円未満	11,140円以下	12,390円以下	
60歳未満	80%	80～50%		50%
60歳以上65歳未満		80～45%	45%	

注：賃金日額には上限があり、45～59歳は 16,740円、60～64歳は 15,970円です。

### ■雇用保険の高年齢雇用継続給付の支給限度額の変更(令和2年8月)

(55頁)

高年齢雇用継続給付を受ける条件と※注意書きが次のように変わりました。

#### 高年齢雇用継続基本給付金を受ける条件

- ・60歳到達時点の賃金と比べて75%未満かつ 365,114円\*未満の賃金で就労している。

#### 高年齢再就職給付金を受ける条件

- ・基本手当の給付残日数が100日以上ある。
- ・再就職先の賃金額が、基本手当のもとになった賃金額に比べて75%未満かつ 365,114円\*未満である。

\*令和2年8月～令和3年7月の額。